

2010年（平成22年）9月15日

海外留学あっせん業者に対する適切な法的規制を求める意見書

兵庫県弁護士会

会長 乗 鞍 良 彦

第1 意見の趣旨

海外留学あっせん業者に対して、消費者保護の見地から、以下のような法的規制を行うべきである。

1 営業保証金制度の創設等

海外留学あっせん業者は、登録がなければ営むことができないとするとともに、営業開始にあたっては、営業保証金を供託しなければならないものとし、海外留学あっせん業者と取引をした消費者は、その取引によって生じた債権に関し、営業保証金から弁済を受ける権利を有するとの制度（営業保証金制度）を創設するべきである。また、留学先へ納付する学費等を海外留学あっせん業者が消費者から預かることを禁止するか、あるいは預かり金についての分別管理を義務づけるべきである。

2 契約書面交付義務とクーリング・オフ制度の創設

海外留学あっせん業者が、消費者と契約を締結したときは、その提供するサービスの内容を具体的に記載した契約書面を交付しなければならないものとするとともに、当該契約書面が交付されたときから8日間は、消費者は海外留学あっせん業者との間の契約をクーリング・オフにより解消することができるとの制度を創設するべきである。

第2 意見の理由

- 1 海外留学あっせん業者である株式会社サクシーオは、平成22年7月11日、東京地方裁判所より破産手続開始決定を

受けたところ、報道によると、同社のあっせんで留学中の学生のうち205人について、現地法人に留学費用が支払われていないため留学中止となる可能性があり、今後留学を予定している435人について、留学費用の前払い金が返還されない見込みであるとされている。

- 2 このような大規模な消費者被害が生じた原因としては、海外留学あっせん業者に対する法的規制が不十分であることが挙げられる。すなわち、現行法上、海外留学あっせん業者が、海外での宿泊施設や海外への運送機関を手配することを業としている場合には、その限度において旅行業法の適用があるものの、海外の学校への入学手続の代行や学費支払の代行等の海外留学あっせん業者の中心的業務については、行政上の法的規制はいっさいなされていない。

また、株式会社サクシーオは、第3種旅行業者として旅行業法に基づく登録をしていたが、実際には、第3種旅行業者の資格では営むことができない海外への募集型企画旅行を行っていた疑いがあり、旅行業法による規制も実効的に行われているとは言えない状況がうかがわれる。

- 3 海外留学が隆盛となっている現状において、今後、同様の消費者被害を生じさせないようにするためには、海外留学あっせん業者の倒産の場合に消費者を保護する仕組みが必要である。

旅行業法は、海外留学あっせん業の隣接業種とも言うべき旅行業について、業者の倒産に備えて消費者を保護するため、「営業保証金」制度及び「弁済業務保証金」制度を設けている。旅行業者は、宿泊・運送のサービスについて代理・媒介・取り次ぎ等を行う事業を営んでいるにすぎないにもかかわらず、開業にあたっては登録と営業保証金の供託等を義務付けられているのである。海外留学は、単なる旅行の場合よりも格段に消費者が費やす費用と時間が大きいことを考えると、海外留学あっせん業者については、旅行業者と同様に、登録制度と営業保証金制度が創設される必要があると言える。

また、海外留学あっせん業者は、学費や滞在費に充てるために消費者から預かった金銭を、自社経費の支払等の目的に流用することが多く、そのため多額の消費者被害が生じる構造的要因が存するのであり、海外留学あっせん業者がこのような預かり金をすること自体を禁止するか、あるいは、消費者からの預かり金については海外留学あっせん業者の固有財産と分別して管理することを義務づけ、業者の破綻の場合にも消費者に対する返還が可能となる制度が設けられる必要がある。

この点、割賦販売法が、預かり金流用の弊害を防止するため、いわゆる冠婚葬祭互助会及び友の会といった前払式特定取引業について許可制を採用し、消費者から預かった予約前受金を適切に管理し、予約前受金の合計額の2分の1に相当する金額を保全する等の措置を義務づけていることが参照されるべきである。

- 4 独立行政法人国民生活センターの報告書「増加する『留学等斡旋サービス』トラブル」、公正取引委員会の「短期の語学留学等の表示に関する実態調査報告書」、消費者庁の「留学等あっせんサービスをめぐるトラブルと消費者へのアドバイス」あるいは東京都消費者被害救済委員会の「ライセンス取得インターンシップ留学の契約に係る紛争案件報告書」で指摘されているとおり、海外留学あっせん業者については、契約勧誘段階における広告・説明等の不十分さや契約内容の不明確さ、あるいはこれらに起因する解約トラブル等が頻発している。

契約内容を一義的に明瞭にして、消費者が容易に理解することができるよう、契約書面の交付を海外留学あっせん業者に義務づけるとともに、契約金額が高額にのぼり、不慣れな海外留学に関する取引を行う消費者は、業者に比べて、情報の質と量及び交渉力に著しく劣っていることに鑑みると、クーリング・オフ制度を導入することが必要である。クーリング・オフ期間については、国内における外国語教室の受講契

約においてさえ、特定継続的役務提供として特定商取引法により8日間のクーリング・オフ期間が確保されていることを考えると、少なくとも8日間は必要であろう。

- 5 当会は、平成20年11月、海外留学あっせん業者である株式会社ゲートウェイ21の破産申立てを契機に、本意見書と同趣旨の意見書を公表し関係諸官庁に送付したが、その後、何ら実効的な法律改正がなされないまま、株式会社サクシーオが倒産し、同種の消費者被害が生じたことは、まことに遺憾である。

特に、消費者庁は、法律が不十分な場合の消費者保護についての企画立案を重要な所掌事務としており（消費者庁及び消費者委員会設置法4条1号）、また、消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項につき、自ら調査審議し、必要と認められる事項について内閣総理大臣等に建議することができる権限を有しているものであるから（消費者庁及び消費者委員会設置法6条2項1号イ）、それぞれ、その職責を全うするべく、海外留学あっせん業者に対し、上記のような実効的な法的規制を行うことを早急に検討するべきである。

以 上